

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 総務部・法務私学課

法令名	宗教法人法	法令の番号	昭和26年法律第126号
許認可等の種類	宗教法人の合併の認証	根拠条項	第39条

審 查 基 準	宗教法人の合併の認証に関する審査に当たっては、法の規定の外、特に以下の点に留意して行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・法第38条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。 						

受付 機関	法務私学課	処理 機関	法務私学課	交付 機関	法務私学課	標準処理期間	90	日	目次 NO
						標準経由期間		日	